

## 第4回軽米町議会定例会

令和 5年 9月 1日 (金)

午前10時00分 開 会

### 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 4 同意案第2号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分事項の報告について
- 日程第 7 議案第 1号 軽米町公共施設等総合管理基金条例
- 日程第 8 議案第 2号 軽米町立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3号 軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 4号 軽米町立青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第11 議案第 5号 軽米町生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 6号 軽米町下水道事業の設置等に関する条例
- 日程第13 議案第 7号 軽米町公共下水道区域外流入条例
- 日程第14 議案第 8号 軽米町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第10号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第11号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第12号 令和4年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第14号 令和4年度軽米町水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 議案第15号 令和5年度軽米町一般会計補正予算(第5号)

○出席議員（12名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君
11番	本田秀一君	12番	松浦満雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	江刺家雅弘君
総務課総括課長	日山一則君
会計管理者兼税務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長兼課税担当課長	古舘寿徳君
町民生活課総括課長	工藤晃子君
健康福祉課総括課長兼福祉担当課長	小笠原隆人君
産業振興課総括課長兼農林振興担当課長	竹澤泰司君
地域整備課総括課長兼上下水道担当課長	中村勇雄君
再生可能エネルギー推進室長	日山一則君
水道事業所長	中村勇雄君
教育委員会教育長	小林昌治君
教育委員会事務局総括次長	野中孝博君
選挙管理委員会事務局長	日山一則君
農業委員会会長	山田一夫君
農業委員会事務局長	竹澤泰司君
監査委員	西山隆介君
監査委員事務局長	関向孝行君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関向孝行君
議会事務局主事	竹林亜里君
議会事務局主事	松坂俊也君

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第4回軽米町議会定例会を開会します。  
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程はあらかじめ配布したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
本日付で町長から同意案2件、諮問1件、報告1件、議案15件及び各課の事務報告書の提出がありました。  
同じく町長から8月17日付で地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく令和4年度軽米町健全化判断比率並びに同法第22条第1項の規定に基づく令和4年度軽米町資金不足比率についての報告がありました。  
次に、本定例会に提出された一般質問通告は、上山誠君、茶屋隆君、田村せつ君、中村正志君、細谷地多門君、江刺家静子君の6名であります。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。  
監査委員から、令和5年5月分から7月分までにに関する現金出納検査結果の報告があり、その写しを配布してございます。  
また、教育委員会から8月24日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく軽米町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありました。  
閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。  
本定例会の会期については、8月25日午後4時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より9月15日までの15日間とし、同意案2件及び諮問1件については本日、本会議場において審議、採決することとし、報告1件については本会議場において報告、質疑を受け終結、議案第1号から議案第15号までの議案15件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。  
次に、本日までに受理した請願書1件は、配布した請願書のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。  
本定例会の日程及び議案の付託区分表は、配布してございますので、朗読を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎政務報告

○議長（松浦満雄君） 町長から政務報告の申出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに、令和5年9月町議会定例会が開催されるに当たり、主な政務についてご報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。新型コロナウイルス感染症につきましては、5類感染症に引き下げられ、行動制限等の緩和によりお盆帰省など移動が活発となったことも要因となり、感染者数は増加傾向にあります。引き続き基本的な感染防止の取組が重要であることから町民の皆様のご協力をいただき、感染対策に取り組んでまいります。

国の方針に基づくワクチン接種につきましては、高齢者、基礎疾患のある方を対象とした春夏接種は8月30日に終了いたしました。現在生後6か月以上の町民全てを対象とした秋開始接種に向けて準備を進めているところでございます。12歳以上の方には、これまで同様県立軽米病院をはじめ町内各医療機関の方々のご協力の下、健康ふれあいセンターで集団接種を実施し、11歳以下の方につきましては、県立軽米病院で個別接種を実施することとしております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援対策等について申し上げます。補正予算第3号でご承認いただいたプレミアム付き商品券発行につきましては、本日より8,650セットの販売を開始し、商工会と連携を図りながら町内の消費喚起に努めてまいります。

運輸事業者等運行支援緊急対策支援事業につきましては、7月1日から受付を開始し、これまで9事業者に給付を決定しております。

低所得者世帯等を対象とした電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業につきましては、これまで643世帯への給付を行ったところでございます。

また、福祉サービス事業所等エネルギー・物価高騰支援事業につきましては、8月25日に対象となる事業所へ申請に関する通知を行い、受付を開始したところでございます。

かるまい文化交流センター整備事業について申し上げます。かるまい文化交流センター整備事業につきましては、建物及び外構工事が完了し、7月25日に引渡しを受け、現在12月1日の開館に向け駐車場とかるまい文化交流センターへのアクセス道の早期完成に努めております。8月4日には町民向けの1回目の内覧会を行い、多くの町民の方にかるまい文化交流センターを御覧いただいたところであります。

す。今後も12月の開館前に見学する機会を設けてまいりますので、ご来場くださるようお願いをいたします。

町立図書館につきましては、移転作業に伴い9月から11月まで休館し、作業を進めてまいりますので、町民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解くださるようお願いいたします。

かるまい文化交流センターの管理につきましては、教育委員会事務局が直営で行うことから事務室を役場本庁舎3階からかるまい文化交流センターに順次移転いたします。町民をはじめ関係機関にも周知を図ってまいりますので、よろしくようお願いいたします。

また、町立図書館、中央公民館、生涯学習センター等がかるまい文化交流センターに移転またはその機能を移転するための条例改正及び町立青少年ホームを廃止する条例を本定例会に提案しておりますので、よろしくようお願いいたします。

環境美化事業について申し上げます。本年度で35回目となる「花いっぱいビューティ軽米推進コンクール」につきましては、地域、学校、家庭、企業など28団体の参加をいただき、8月25日に審査会を実施しております。また、昨年の秋にチューリップの球根を希望する町民に配布し、今年5月には「小さな花いっぱい運動、チューリップ写真展示会」を開催したところ、多くの町民の方々より写真展示にご協力をいただいております。今後におきましても、町民一体となって花にあふれる町づくりを一層推進してまいります。

高齢者等ごみ出し支援事業について申し上げます。高齢者や障がい者の日常生活の負担を軽減するため、ごみを戸別収集する高齢者等ごみ出し支援事業につきましては、現在22人の方より利用していただいております。今後も福祉関係者等との連携により制度の周知に努め、利用者の拡大を図ってまいります。

福祉事業について申し上げます。生活支援体制整備事業につきましては、住民主体の支え合いの体制づくりを推進するため、地域住民の助け合いの意識を醸成することを目的に、軽米、小軽米、晴山の3地区で第1回目のボランティア養成講座を開催し、41人の方に参加いただいたところであります。本年度は、各地区で3回の開催を予定しております。また、高齢者等の社会参加の推進を図るため、通いの場の新たな設置とともに既存の取組の継続や新たな活動が始まるように支援を行っているところでございます。

保健事業について申し上げます。6月に実施した集団健診につきましては、特定健診792人、後期高齢者健診571人、肺がん検診1,527人、大腸がん検診1,367人、前立腺検診461人の方が受診し、現在精密検査対象の方へ医療機関の受診勧奨を行い、がん、その他の疾病の早期発見、早期治療につながる取組を実施しております。

また、特定保健指導につきましては、初回面接を8月に終え、今後6か月間の保健指導を行い、メタボリックシンドローム予防のための食生活や運動について保健指導を継続して実施しております。さらに、今年度は国保ヘルスアップ事業として9月から生活習慣病の予防及び改善のための教室を開催し、町の課題である脳卒中、糖尿病予防を強化してまいります。

介護予防事業について申し上げます。高齢者が自立した生活を継続していただけるようフレイル予防・脱却を目的に7月から9月の3か月間で短期集中型介護予防教室を試行しております。参加者の運動機能向上をはじめとする効果が見られているほか、心理的な効果も期待されており、様々な視点での評価を行いながら今後の実施についての検討をしてまいります。

農林振興事業について申し上げます。水稻の生育状況につきましては、平均気温が平年より高く推移していることから、生育は平年より早く進んでおります。4月下旬からの降霜、降雪により果樹等の一部作物につきまして収量の減少が懸念されるものの、全般的にはおおむね順調に推移しております。今後におきましても、関係機関と連携し、必要な営農情報等の提供に努めてまいります。

新規就農支援につきましては、1人が経営開始型の「農業次世代人材投資事業」を活用するとともに、町単独事業である「親元就農給付金事業」につきましては、新規3人を採択し計4人に対し就農支援を行っているところでございます。今後も本事業の推進を図るとともに、地域や関係機関等から情報提供をいただきながら新規就農者を発掘し、経営開始に向けた取組を支援してまいります。

ライスセンター建設について申し上げます。新岩手農協で高家地区に建設しておりました二戸北部ライスセンターにつきましては、全ての工事が完了し稼働に向け準備を行っていると同っております。

子牛市場の状況につきましては、軽米町産子牛の4月から7月の平均税抜価格は5万4千750円となっており、昨年同時期と比較して1万7,500円ほど安値で取引されている状況でございます。

林業振興につきましては、森林整備事業補助金を活用し、林道草刈り業務など、今後とも森林の適正な管理及び整備等を行うための環境づくりに努めてまいります。

観光事業について申し上げます。7月28日から30日にかけて中心商店街を会場に開催された「かるまい夏祭り」につきましては、七夕飾りで彩られ、各商店会によるイベントや商工会青年部によるフリーマーケット、花火大会が行われ、最終日には4年ぶりとなるカシオペア杯争奪ナニヤドヤラ大会が行われ、町内2団体をはじめ近隣の市町村から8団体の計10団体、約260人の踊り手が集まり、各地域の特色あるナニヤドヤラ流し踊りが華やかに披露され、詰めかけた観衆を魅了したところでございます。

「軽米秋まつり」につきましては、実行委員会において計画のありました前夜祭は行わず、16日から18日までの3日間で、昨年と同じ区間で開催することに決定いたしました。なお、16日の山車運行前と18日の山車運行後に、かるまい文化交流センターバスロータリーにおいて山車の共演を開催することとし準備を進めているところでございます。

今後予定されている「食フェスタ」、「かるまい冬灯り」、「観光と物産キャンペーン」につきましても、実行委員会の皆様や関係団体等との連携を図りながら開催に向けて準備を進め、にぎやかで活力のある町づくりにつなげてまいりたいと考えております。

町道整備事業について申し上げます。町道整備事業については、かるまい文化交流センター関連道路として整備する大町下新町線をはじめ継続事業の2路線については工事発注を終え、参勤街道線について発注準備を進めております。町道整備事業に係る各種業務につきましても計画路線全て発注を終え、早期完成に努めているところでございます。

通行の安全確保を図るため、道路、橋梁、河川の維持補修を順次進めており、老朽化対策については、長寿命化計画に基づく道路メンテナンス事業による橋梁定期点検業務の発注を終え、補修設計、補修工事について順次発注する予定でございます。引き続き施設の効用、機能を保持し、重要インフラ等の維持管理を図ってまいります。

住環境整備について申し上げます。萩田2号団地の環境整備事業として住宅周辺の舗装工事の発注準備を進めているところでございます。

住宅リフォーム奨励事業については、これまで8件の申込みを受けており、引き続き町民の快適な居住環境の向上と地域経済の活性化を図ってまいります。

公共下水道事業について申し上げます。施設の適切な維持管理に努めるとともに処理区域内の下水道接続と併せ処理区以外の合併浄化槽の普及促進に努めております。

なお、浄化槽設置整備事業については、現在8件の申請を受けており、引き続き公用水域の水質保全、公衆衛生の向上を図ってまいります。

また、下水道事業の公営企業法適用につきましては、令和6年度適用を目指し固定資產業務と下水道会計システム導入業務を進めております。本定例会に関係する条例を提案しておりますので、よろしくお願いたします。

水道事業について申し上げます。老朽管更新事業については、沼地区の配水管布設替工事とともに今後の配水管布設替えに向けた実施設計業務を発注し、早期完成に努めているところでございます。また、水源の確保について調査を進めているところであり、引き続き安全な水の安定供給と効率的な事業運営に努めてまいります。

なお、未給水区域の飲用水確保対策事業については、現在1件の申請を受けているところでございます。

学校教育関係について申し上げます。町内の各小中学校においては夏休みを終え、

児童生徒が元気に登校し、新しい学期の活動を始めております。児童生徒の活躍につきましては、小学生バレーボールスポーツ少年団の「軽米V B S S」が、6月に開催された岩手県大会で2年連続3回目の優勝をし、8月7日からの全日本バレーボール少年大会の出場を果たしております。中学校クラブ活動では、二戸地区中学校総合体育大会で勝ち進み地区代表となったバレー部、ソフトテニス部、卓球部、剣道部が県大会出場を果たしました。その中で女子バレーボール部は準優勝し、2年連続の東北大会出場、女子ソフトテニス部は第3位に輝いております。また、カーリングでは、軽米中学校の中里愛心さん、中里望心さんが、第2回全農全日本中学生選手権で、いわてCAチームの一員として出場し、第3位に輝いております。

県立軽米高校では、2年生の上柿銀大さんが、7月8日にシンガポールで行われたスポーツライミングのアジアコンチネンタルカップ男子スピードのユースAで準優勝に輝き、国際大会2度目の表彰台となりました。8月26日には、ソウルで行われた世界ユース選手権で惜しくもメダル獲得とはなりませんでしたが、4位入賞を果たすなど、軽米の児童生徒が国内はもとより世界の大舞台で活躍しております。

学習面では、夏休み期間中に開催した小学生の学習会では、学力向上支援員等に加え高校生ボランティア11人がサポートして36人の児童へ集中した学習が行われました。また、中学生サマー学習会では、学力向上支援員等に加え民間講師を招き、延べ174人の生徒が学習に取り組み、充実した学習会が行われました。

次に、生涯学習事業について申し上げます。生涯学習事業につきましては、5月に開講した第51期寿大学では、地域を再発見する講座やイベント参加型講座を開催しているところであります。また、町民講座では、文化協会主導の下にいろいろな研修会や習い事教室などが開催され、文化、芸術に触れながら人間らしい豊かさを感じていただく機会となっております。

音更町との交流体験事業については、オンラインでの交流から4年ぶりに相互訪問での開催とし、児童の体験的な活動機会の創出が図られております。

子ども司書講座には7人の児童が参加し、図書の検索や分類整理などの体験をするとともに、新しい本との出会いの場を提供しております。

8月15日には、「二十歳のつどい」を開催し、45人が参加し、お祝いと激励の言葉を贈り、人生の輝かしい門出を祝福しております。

町総合体育大会については、パークゴルフ競技で15チーム、野球競技は6チームでの開催を予定しておりましたが、当日の天候により3チームの交流戦として開催したところでございます。

町民体育祭について各地区の代表者と協議をしたところ、参加希望が3地区と少なく、今後も参加が難しくなっている等の意見もあり、今年の開催は中止することといたしました。今後は、町総合体育大会のあり方を含め地区対抗のみならず多くの方が



参加しやすい方法等について関係者と検討を進め、町民のスポーツ振興と健康づくり、仲間づくりを図ってまいります。

以上をもちまして、政務報告とさせていただきます。

今定例会には、専決処分事項の報告と人事同意案2件、人権擁護委員の推薦に関し意見を求める諮問1件、条例の制定、廃止及び一部改正に関する議案8件、一般会計ほか歳入歳出決算の認定に関する議案6件、一般会計補正予算に関する議案1件の合わせて18件の議案を提案させていただきます。議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで政務報告は終わりました。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において7番、田村せつ君、8番、茶屋隆君の両名を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より9月15日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より9月15日までの15日間に決定しました。

---

#### ◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第3、同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

同意案第1号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第1号の提案理由をご説明申し上げます。同意案第1号は、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるものでございます。

地方税法第423条第3項の規定に基づき、軽米町大字円子第5地割16番地5、大村光憲氏を固定資産評価審査委員会の委員に選任いたしたく、議会の同意をお願い

いするものでございます。

大村氏の経歴でございますが、昭和28年7月27日生まれで昭和56年から平成26年3月まで新岩手農業協同組合の職員として業務に携わり、その間軽米地区担当課調査役等を歴任され、平成29年9月より固定資産評価審査委員会の委員として今日までご協力をいただいております。

現任期が令和5年9月5日までとなっておりますことから、引き続き同委員をお願いすることで固定資産評価の審査に貴重なご意見をいただけるものと考え、提案するものでございます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

同意案第1号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

---

◎同意案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第4、同意案第2号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

同意案第2号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第2号は、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、軽米町大字晴山第15地割8番地、紫葉守氏を教育委員会委員に任命することについて同意

いただきたくご提案申し上げるものでございます。

紫葉氏は、昭和46年生まれ、平成4年3月に岩手県立農業短期大学校を卒業され、現在は晴山地区で農業を営んでおられます。紫葉氏は、軽米町農業青年クラブ会長を歴任されたほか、地域活動も積極的に取り組んでおり、現在は消防団の分団長を務められております。また、これまで晴山小学校のPTA会長などを歴任され、学校運営をはじめスポーツ少年団の指導についても力添えをいただいていたところでもあります。学校教育、スポーツの分野に深い理解をお持ちであり、令和元年10月からは本町の教育委員会委員としてご活躍いただいております、高い識見と高潔な人柄は誰しもが認めるところであります。

ただいま申し上げましたとおり、教育行政に深い理解と識見を持つ紫葉守氏を当町の教育委員会委員として任命することについてご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第2号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦満雄君） ただいまの表決権を有する出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、議長において立会人に田村せつ君、茶屋隆君の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しないもの及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔1番から投票〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。田村せつ君、茶屋隆君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（松浦満雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

そのうち

有効投票 11票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 11票

反対 0票

白票 0票

以上のとおり、賛成が全員です。

よって、同意案第2号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

諮問第1号について提出者の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 諮問第1号の人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員として推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。令和5年12月31日で任期満了に伴う再任委員の推薦に係るものでございまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、九戸郡軽米町大字山内第32地割29番地5、笹山結実男氏を人権擁護委員として適任と考え、提案するものでございます。

笹山氏は、昭和36年8月17日のお生まれで、昭和55年3月に県立軽米高等学校を卒業後、専門学校での履修を終え、民間企業に勤められた後、自らの会社を経営されて現在に至っております。

地域においては、旧軽米町立晴山中学校、県立軽米高等学校のPTA役員を歴任され、また山内生産森林組合の事務局、消防団部長、農業委員を務めるなど多くの役職を経験されております。人権擁護委員としては、平成24年から現在まで4期12年にわたり地域住民の身近な相談相手として活動していただいております。このように地域社会のためにご尽力いただいておりますことから、住民からの信望も厚く、人権擁護委員としてふさわしい方であると確信し、引き続き活動していただきたく推薦するものでございます。

以上、提案理由を申し述べまして、議会の意見を求めるものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

諮問第1号、本件は適任と認め、答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては適任と認め、答申することに決定しました。

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（松浦満雄君） 日程第6、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提出の説明を求めます。

総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） 報告第1号についてご説明申し上げます。

報告第1号の専決処分事項の報告につきましては、議決により委任を受け、町長が専決処分することができる事項として指定されているものにつきまして専決処分したもので、地方自治法第180条第1項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、公用車による物損事故の損害賠償の決定及び和解について本年8月8日に専決処分したものでございます。

和解及び損害賠償の相手方は、専決処分書に記載のとおりでございます。

和解の内容は、損害賠償の額を14万877円として、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないとするものでございます。

損害賠償の原因につきましては、令和5年3月14日午後1時25分頃、ごみ収集業務に従事する職員がごみの運搬中、二戸市において所用のためコンビニエンスストア駐車場に進入しようとした際、当該駐車場から車道へ出てきた相手方の車両と接触し、損害を与えたものでございます。

以上、公用車による物損事故の損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

茶屋隆君。

○8番（茶屋 隆君） 最近というか、ちよくちよくこういうふうな事故、事故といっても小さなあれですけども、やはり注意していかなければ、万が一人身事故なんかにつながれば大変だと思いますので、これからはやっぱりそういったことを徹底して気をつけるようにお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） 度重なる事故が継続しておりまして、非常に問題となっておりますのでございます。ごみ収集に限らず町職員全員が庁用車の安全運行に努めてまいりますよう、これまで以上に注意喚起してまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに質疑ありませんか。

中村正志君。

- 6番（中村正志君） 今の説明の中で当事者の車はごみ収集車だったように説明されていましたが、それでよろしかったか。

物損事故ということですが、相手の損害だけでこちらの、前に今までこちらのほうを修繕したのかどうか分からないのですけれども、町のごみ収集車も当然ぶつかっていますから修繕が必要だったのではないかと思うのですけれども、その辺はどのようになっているのでしょうか。

- 議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、日山一則君。

- 総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問でございます。今回の事故でございますが、責任割合がこちらが30%、相手方が70%という保険の適用となっております。申し遅れましたが、先ほどのこちらの庁用車はごみ収集車でございます。それで、損害額でございますが、ごみ収集車の損害額が13万1,164円、相手方が46万9,590円となっております。したがって、こちらの責任割合が30%ということでしたので、相手方の修理代、損害額ですが46万9,590円の3割相当分、今回先ほどご説明申し上げました14万877円を賠償するというものでございます。

町の損害額は13万1,160円でございますので、相手方が7割の責任割合ということでしたら9万1,814円、相手方は補償するというもので、残る3万9,350円はこちらの負担となるわけですが、町で加入しております保険において全てそちらで支払いを終えたということで、予算等には今回補正するというものもございませんでしたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件は、承認を求める事案ではありませんので、以上で終了いたします。

---

◎議案第1号から議案第15号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（松浦満雄君） 日程第7、議案第1号 軽米町公共施設等総合管理基金条例から日程第21、議案第15号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第5号）までの15件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町公共施設等総合管理基金条例について、総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） 議案第1号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、軽米町公共施設等総合管理基金条例を制定するものでございます。本案は、平成29年3月策定の軽米町公共施設等総合管理計画等に基づきまして、今後実施する公共施設の更新、大規模修繕及び除却等に要する経費につきまして将来的な財政負担の軽減や費用の平準化を図るため、この基金を設置するものでございます。

議案第1号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第2号 軽米町立図書館設置条例の一部を改正する条例から議案第5号 軽米町生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例の4件について、教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

〔教育委員会事務局総括次長 野中孝博君登壇〕

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） 議案第2号から議案第5号までの提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号 軽米町立図書館設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

軽米町立図書館は、12月に開館するかるまい文化交流センターに新たに整備したことから、第2条の位置について現在の場所である軽米町大字軽米第8地割54番地からかるまい文化交流センターの軽米町大字軽米第8地割87番地1へ改正しようとするものであります。

施行日は、かるまい文化交流センター開館の12月1日としてございます。

次に、議案第3号の軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例で定める町立の公民館は、軽米中央公民館、軽米公民館、小軽米公民館、晴山公民館の4つとなっており、軽米公民館は軽米中央公民館が兼ねており、同一の施設となっております。軽米中央公民館、軽米公民館については、12月に開館するかるまい文化交流センターに、その機能を移転し、軽米中央公民館、軽米公民館は廃止しようとするものであります。

かるまい文化交流センターは、これまでの中央公民館、軽米公民館としての機能のほか、図書館、子育て支援施設、バスターミナル機能など多目的複合施設として整備されました。かるまい文化交流センターは、多目的に活用するため、これまでの軽米中央公民館、軽米公民館としての機能を有し、これまでの各種事業の実施に加え、社会教育法上に規定される公民館では法律上制限のあった営利事業等も行える施設とし、今まで以上に多くの方々に活用いただくため、このような改正を行うものであります。



また、本条例第2条第2項の公民館の設置及び運営に関する基準第7条の規定により、町の全域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に当たる事業、個々の公民館で処理することが不相当と思われる事業を実施する公民館を軽米中央公民館としておりましたが、基準の改正により、町の全域にわたる事業などを行う公民館を定める規定がなくなったことから削除するものであります。

施行日は、かるまい文化交流センター開館の12月1日としてございます。

次に、議案第4号 軽米町立青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

軽米町立青少年ホームは、共同宿泊生活施設として青少年の健全育成を図る目的で昭和49年に整備いたしました。老朽化が進んでおり、近年は就学前の児童、保護者が集う子育て支援施設のピヨピヨ広場として活用してまいりましたが、そのピヨピヨ広場もかるまい文化交流センターに移転することから廃止をしようとするものであります。

また、軽米町立青少年ホームを廃止することに伴い、関連する条例の軽米町モーター類似施設建築規制条例について、第5条の禁止区域にある青少年ホームの文言を削除する改正を附則にて行おうとするものでございます。

関連資料として新旧対照表を議案に添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

施行日は、かるまい文化交流センター開館の12月1日としております。

次に、議案第5号 軽米町生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

軽米町生涯学習センターについては、現在は役場隣の軽米町農村環境改善センターを軽米町生涯学習センターとして位置づけてございますが、かるまい文化交流センターを新たな生涯学習推進の拠点とし、教育委員会事務局が事務室をかるまい文化交流センターに移転し、今後の軽米町の生涯学習の推進を図るため、第3条の位置について、現在の軽米町大字軽米第10地割85番地から軽米町大字軽米第8地割87番地1のかるまい文化交流センターに改正しようとするものでございます。

施行日は、かるまい文化交流センター開館の12月1日としてございます。

以上、議案第2号から議案第5号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第6号 軽米町下水道事業の設置等に関する条例から議案第8号 軽米町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の3件について地域整備課総括課長並びに水道事業所長併任、中村勇雄君。

〔地域整備課総括課長併水道事業所長  
中村勇雄君登壇〕

○地域整備課総括課長併水道事業所長（中村勇雄君） 議案第6号及び議案第7号並びに議案第8号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第6号は、軽米町下水道事業の設置等に関する条例でございます。理由といたしましては、軽米町公共下水道事業地方公営企業法の財務規定等を適用するため、軽米町下水道事業の設置等に関する条例を制定しようとするものでございます。

附則の施行期日は、令和6年4月1日から施行するものとし、軽米町下水道特別会計条例は廃止となるものでございます。

次に、議案第7号は、軽米町公共下水道区域外流入条例でございます。理由といたしましては、軽米町における公共下水道の区域外からの汚水の流入を認めるため、軽米町公共下水道区域外流入条例を制定しようとするものでございます。

附則の施行期日は、令和5年10月1日から施行するものです。

下水道法第24条第1項第3号の規定による許可の申請があったものについて適用するものでございます。

議案第8号は、軽米町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、地方自治法の改正に伴い所要の改正をしようとするものでございます。

議案第6号及び議案第7号並びに議案第8号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5件について、会計管理者、古舘寿徳君。

〔会計管理者 古舘寿徳君登壇〕

○会計管理者（古舘寿徳君） 議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5議案の提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度におきまして議会の議決を賜りました予算に基づき事務事業を執行してまいりました。その予算の執行結果につきまして、別冊で作成いたしました令和4年度軽米町一般会計・特別会計歳入歳出決算書のとおりとなっております。一般会計と特別会計の合計金額にてご説明申し上げます。決算書におきましては、1ページ、2ページとなっております。

歳入につきましては、予算現額102億2,662万5,000円、歳入調定額98億9,895万8,886円に対し、収入済額は97億5,829万7,630円でございます。

歳出につきましては、歳出決算額は支出済額となります92億5,142万4,233円となり、収入支出差引額は5億687万3,397円の黒字となっております。

ます。また、翌年度への繰越額は4億9,682万6,000円でございます。

本議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。各会計の決算概要につきましては、それぞれ担当課からご説明申し上げます。ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

ここで休憩を取りたいと思っておりますけれども、いいですか。それでは、正面の時計で15分まで休憩します。

午前11時04分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開いたします。

議案第9号から議案第13号までの提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第9号から議案第13号まで、それぞれの会計ごとの決算の概要について説明を求めます。

議案第9号に係る令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要について、総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） 議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について、事前に準備しております一般会計決算の概要についての資料に沿ってご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算総額を申し上げます。歳入総額が84億3,305万9,000円、歳出総額が79億4,179万1,000円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は4億9,126万8,000円の黒字となっております。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支につきましては4億8,776万9,000円の黒字となり、令和4年度の実質収支額から令和3年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は4,263万9,000円の赤字となり、単年度収支額に財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支につきましては2億2,336万7,000円の黒字となっております。

次に、歳入決算額でございます。前年度と比較し6億3,765万2,000円の増となっております。自主財源である町税は14億1,974万9,000円の決算額となり、前年度と比較し1億1,370万2,000円の増となりました。固定資産税が1億1,287万4,000円の増となったことが主な要因でございます。

分担金、負担金ほかその他の自主財源につきましては、資料に記載のとおりでござ

ざいます。

依存財源につきましては、地方交付税が28億1,608万3,000円の交付額となり、前年度と比較し1億2,815万5,000円の減となりました。

国庫支出金は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金が9,560万2,000円の皆減、住民税非課税世帯等給付金給付事業費補助金が9,033万3,000円の減等となりましたが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が3億2,063万8,000円の増等となったことによりまして、全体では1億3,790万6,000円の増となりました。

県支出金は、衆議院議員選挙執行委託金が1,375万4,000円の皆減となりましたが、いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業費補助金が2,107万2,000円の皆増、障害者総合支援等給付費負担金が1,322万1,000円の増、また参議院議員通常選挙執行委託金が1,190万8,000円の皆増等によりまして、全体では3,793万3,000円の増となりました。

なお、歳入全体に占める自主財源比率は、前年度から0.4ポイント増の28.6%となっております。

資料は2ページにわたっております。歳出決算額を申し上げます。前年度と比較して7億2,722万1,000円の増となっております。

投資的経費では20億7,196万7,000円となりまして、前年度と比較し7億9,078万8,000円の増となっております。普通建設事業の道路改良事業が減となりましたが、かるまい交流駅（仮称）整備事業、公営住宅建設事業等が増となったことが主な要因で増となっております。

義務的経費は28億1,672万5,000円と歳出全体の35.4%を占め、前年度と比較し1億6,565万4,000円の減となりました。人件費は、定年退職等に伴う職員数の減による職員給が5,332万6,000円の減、退職金が3,042万5,000円の減となったほか、会計年度任用職員報酬につきましても減となり、人件費全体では1億869万5,000円の減となりました。扶助費は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が5,240万円の皆増、いわて子育て世帯臨時特別支援金が4,137万円の皆増、後期高齢者等臨時特別給付金が1,436万円の皆増となりましたが、住民税非課税世帯給付金が9,120万円の減、子育て世帯臨時特別給付金が9,650万円の減となるなど、扶助費全体では8,098万6,000円の減となりました。

次に、公債費は平成30年度借入れの過疎対策事業債、公営住宅建設事業債等の元金償還が開始となりまして2,402万7,000円の増となっております。

その他の経費は、30億5,309万9,000円と歳出全体の38.5%を占め、前年度と比較し1億208万7,000円の増となりました。

物件費につきましては、町内ペーパーレス環境構築事業が1,353万円の皆減、保育業務支援システム導入委託料が849万3,000円の皆減となりましたが、新町地区調査測量業務委託料が1,715万1,000円の皆増、光熱水費が1,607万9,000円の増となるなど、全体では1,330万5,000円の増となりました。

補助費等につきましては、スマート農業導入支援事業費補助金の2,604万6,000円の皆減がありましたが、農業資材価格高騰等対策支援金が5,660万円の皆増、中小企業エネルギー価格高騰対策支援金が2,211万7,000円の皆増となるなど、全体では4,302万7,000円の増となりました。

積立金は、ふるさとづくり振興基金元本積立金が2億4,500万円の皆減、消防施設整備基金積立金が534万3,000円の皆減となりましたが、財政調整基金元本積立金が9,800万円の増、町債減債基金元本積立金が1億5,000万円の皆増となるなど、積立金全体では1,149万9,000円の増となりました。

次に、主な財政指標についてご説明申し上げます。資料は3ページの4、財政状況を御覧いただきたいと思っております。財政構造の弾力性の指標である経常収支比率につきましては、現在見込みの数値ではございますが87.6%と、前年度から1.6ポイントの増となっております。

続きまして、資料の4ページを御覧願います。標準財政規模に対する公債費等の割合を示します実質公債費比率は10.8%となりまして、前年度から0.1ポイント減少しております。

基金残高につきましては、財政調整基金、町債減債基金、ふるさとづくり振興基金の主要3基金の合計額24億1,269万2,000円となり、前年度と比較しまして3億2,681万4,000円の増となっております。

また、町債残高につきましては、前年度から4億3,388万2,000円増の88億8,586万8,000円となっております。

以上で令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第10号に係る令和4年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要と議案第13号に係る令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、町民生活課総括課長、工藤晃子君。

〔町民生活課総括課長 工藤晃子君登壇〕

- 町民生活課総括課長（工藤晃子君） 議案第10号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

資料は、議案第10号に沿ってご説明を申し上げます。最初に、資料左側に記載されております歳入についてご説明いたします。1款の国民健康保険税の決算額は

1億7,999万9,000円で前年度比較1,378万円の減となっております。

4款の国庫支出金の決算額は6万1,000円で皆増となりました。

5款の県支出金の決算額は7億8,953万5,000円で2,174万2,000円の減となりました。県支出金は、歳入全体の73.3%を占めております。

8款の繰入金のうち、一般会計等繰入金の決算額は8,607万1,000円となり、310万2,000円の増となりました。内訳は、資料右下記載の一般会計等繰入金内訳のとおりでございます。

歳入総額は10億7,764万2,000円となり、前年度比較で3,802万1,000円、率にして3.4%の減となりました。

次に、資料右側の歳出について説明いたします。1款の総務費の決算額は2,214万2,000円となり、66万9,000円の増となりました。

2款の保険給付費の決算額は7億4,550万4,000円で、2,122万7,000円、率にして2.8%の減となっております。また、保険給付費の歳出に占める構成比は69.7%となっております。

3款の事業費納付金の決算額は2億8,570万5,000円で、827万円、率にして2.8%の減となっております。

歳出に占める構成比は26.7%となっており、保険給付費に次ぐ割合を占めております。

歳出総額は10億7,018万9,000円となり、前年度決算との比較で2,542万8,000円、率にして2.3%の減となりました。

これらの結果、歳入総額10億7,764万1,000円から歳出総額10億7,018万9,000円を差し引いた745万3,000円が実質収支額となり、次年度への繰越金となります。また、令和4年度末の財政調整基金の保有額は3,961万円となっております。

以上、令和4年度軽米町国民健康保険特別会計決算の概要についてご説明させていただきました。

続きまして、議案第13号に係る令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。資料は、議案第13号関係資料によりご説明を申し上げます。

資料の左側の歳入から説明をいたします。1款の後期高齢者医療保険料の決算額は6,864万3,000円で、対前年度決算との比較で644万6,000円の増となっており、歳入の構成比率で61.8%となっております。

3款の繰入金の決算額は、事務費繰入金が512万5,000円、保険基盤安定繰入金が3,702万6,000円で、繰入金の総額が4,215万1,000円となっており、前年度決算との比較で543万9,000円の増となっております。

4 款の繰越金の決算額は 1 3 万 5, 0 0 0 円で、1 1 万 2, 0 0 0 円の減となっております。

歳入総額は 1 億 1, 1 1 1 万 9, 0 0 0 円となり、前年度決算との比較で 1, 0 3 2 万 4, 0 0 0 円、率にして 1 0. 2 % の増となっております。

次に、資料右側の歳出について説明いたします。1 款の総務費の決算額は 3 4 9 万円で、前年度決算との比較で 6 万 5, 0 0 0 円の増。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は 1 億 7 0 3 万円となり、9 8 9 万 5, 0 0 0 円の増。

3 款の諸支出金の決算額は 4 2 万 1, 0 0 0 円で、対前年度決算との比較で 3 2 万 2, 0 0 0 円の増となっております。

歳出総額は 1 億 1, 0 9 4 万 2, 0 0 0 円となり、前年度決算との比較で 1, 0 2 8 万 2, 0 0 0 円の増、率にして 1 0. 2 % の増となっております。

これらの結果、歳入総額 1 億 1, 1 1 1 万 9, 0 0 0 円から歳出総額 1 億 1, 0 9 4 万 2, 0 0 0 円を差し引いた 1 7 万 7, 0 0 0 円が実質収支額となり、次年度への繰越金となっております。

以上、令和 4 年度軽米町後期高齢者医療特別会計決算の概要についての説明とさせていただきます。

議案第 1 0 号及び議案第 1 3 号につきまして、ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第 1 1 号に係る令和 4 年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について、地域整備課総括課長、中村勇雄君。

〔地域整備課総括課長 中村勇雄君登壇〕

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） 議案第 1 1 号 令和 4 年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由についてご説明申し上げます。議案第 1 1 号関係資料の令和 4 年度軽米町下水道事業特別会計決算の概要により説明させていただきます。

歳入でございますが、1 款の分担金及び負担金は決算額 1 9 万 5, 0 0 0 円で、前年度比較 4 8 万 4, 0 0 0 円の減となっており、内容は下水道受益者分担金でございます。

2 款の使用料及び手数料は決算額 2, 7 5 6 万 9, 0 0 0 円で、前年度比較 6 7 万 4, 0 0 0 円の減となっており、内容は下水道使用料等でございます。

3 款の繰入金は決算額 6, 9 7 0 万円で、前年度比較 2 4 0 万円の増となっており、内容は一般会計からの繰入金でございます。

4 款の繰越金は決算額 4 8 2 万円で、前年度比較 7 万 4, 0 0 0 円の増となっております。

5 款の諸収入は決算額ゼロ円で、前年度比較 60 万円の減となっております。これは、前年度は令和 2 年度分の消費税及び地方消費税の申告による還付金がありましたが、令和 4 年度は令和 3 年度分の消費税及び地方消費税の申告を行い、納付となったことによるものでございます。

6 款の町債は決算額 800 万円、前年度比較で 470 万円の増となっております。歳入合計の決算額は 1 億 1,028 万 4,000 円で、前年度比較 541 万 6,000 円の増となっております。

歳出についてご説明申し上げます。1 款の総務費は決算額 1,705 万 8,000 円で、前年度比較 462 万 5,000 円の増となっており、内容は人件費等一般会計からの主に地方公営企業適用に係る業務委託料の増でございます。

2 款の公共下水道費は決算額 2,585 万 1,000 円で、前年度比較 96 万 4,000 円の減となっており、内容は主に処理場等の設備維持管理費でございます。

3 款の公債費は決算額 6,164 万 4,000 円で、前年度比較 84 万 4,000 円の増となり、内容は下水道事業債償還金でございます。

歳出合計決算額は 1 億 455 万 3,000 円で、前年度比較 450 万 5,000 円の増となっております。

以上、令和 4 年度軽米町下水道事業特別会計決算の概要について説明させていただきました。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第 12 号に係る令和 4 年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

〔健康福祉課総括課長 小笠原隆人君登壇〕

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、議案第 12 号 令和 4 年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、お手元の議案第 12 号関係資料によりまして説明させていただきます。

まず、上段の歳入でございますが、歳入全体の決算額は 1,619 万 5,000 円で前年度比較 78 万 2,000 円の減となっております。この主な要因としては、1 款の介護給付費収入の中の居宅介護サービス計画費収入の減が主な要因となっております。理由といたしましては、サービス計画対象者の施設入所や死亡による件数の減によるものでございます。

次に、下段の歳出でございますが、1 款総務費は決算額 1,172 万 7,000 円で、前年度比較 344 万 5,000 円の減となっております。主に再任用職員 1 名の減が要因となっております。

2 款サービス事業費は決算額 1,222 万 3,000 円で、前年度比較 221 万 4,000 円の増となっております。この主な要因は、再任用職員の退職に伴い事務補助の会計年度任用職員 1 名を採用して増員したものによるものでございます。



歳入総額 2,619万5,000円から歳出総額 2,395万円を差し引いた 224万5,000円が実質収支額となり、翌年度への繰越金となります。

以上で議案第12号の提案説明を終わります。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第9号から議案第13号までの提案理由及び決算の概要説明が終わりました。

一般会計並びに各特別会計の決算の認定でございますので、ここで代表監査委員から令和4年度決算審査の意見をお願いいたします。

代表監査委員、西山隆介君。

〔代表監査委員 西山隆介君登壇〕

○代表監査委員（西山隆介君） それでは、令和4年度軽米町一般会計及び各特別会計歳入歳出の決算審査を総括しての所感と意見を申し上げます。

初めに、令和4年度の一般会計歳入歳出決算について申し上げます。令和4年度の一般会計歳入歳出の決算は、歳入が84億3,305万9,000円で前年度と比較して6億3,765万2,000円の増、歳出は79億4,179万1,000円となり、前年度と比較して7億2,722万1,000円の増となっております。歳入歳出の差引額は4億9,126万8,000円であり、実質収支は4億8,776万9,000円の黒字となっております。また、単年度収支については4,263万9,000円の赤字となっております。

次に、特別会計歳入歳出の決算では、歳入が13億2,523万9,000円で、前年度と比較して2,306万2,000円の減額、歳出は13億963万4,000円となり、前年度と比較して1,187万2,000円の減額となりました。

また、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算では、歳入が10億7,764万2,000円で、前年度と比較して3,802万円の減額、歳出は10億7,018万9,000円となり、前年度と比較して2,542万8,000円の減額となっております。

一般会計からの繰入金は8,607万1,000円となっておりますが、そのうち法定外繰入れはございませんでした。

続いて、基金について申し上げます。基金のうち主要3基金の一つである財政調整基金は2億6,600万6,000円増加し、当年度末現在高は17億4,279万8,000円となっております。次に、町債減債基金は1億4,980万2,000円増加し1億9,548万7,000円となり、また、ふるさとづくり振興基金は8,899万4,000円減少し、4億7,440万7,000円となっております。年度末の主要3基金の残高合計額は前年度に比べ3億2,681万4,000円増の24億1,269万2,000円となっております。

次に、財政健全化について申し上げます。財政健全化の指標については、実質公債費比率が10.8%と前年度の10.9%から0.1ポイント減少しており、また将来負担比率は54.3%となり、前年度の63.6%から9.3ポイント減少しており、早期健全化基準での視点では現時点では将来支払っていく債務負担の度合いについては、良好に推移しているものと推量されます。

これまでも様々な行財政改革に取り組み、財政基盤の強化を進めてきているところですが、令和5年7月には待望のかるまい文化交流センターが完成したことにより、多額の費用を要する公共施設の事業は一段落となりますが、今後においても、その他の公共施設の老朽化に伴う維持修繕や少子化、人口減少対策など様々な課題や新たな行政需要の発生が生じております。つきましては、将来にわたって持続的で安定した行政サービスを提供していくためにも、引き続き財政の健全化と行政運営に留意しながら努めていく必要があると思えます。

続いて、収入未済額について申し上げます。町税の収入未済額のうち、一般町税は8,632万1,000円となっており、前年度に比較して257万3,000円増加しております。その主な要因は、固定資産税が295万6,000円増加したものであります。国民健康保険税は4,916万円が未収となっており、前年度に比較しまして186万円減少しております。税外収入では378万2,000円と、前年度に比較して33万円ほど減少しております。

令和4年度に実施した不納欠損処分については、一般町税は265万6,000円となり、前年度に比較して115万4,000円の減少、国民健康保険税は34万9,000円の処分で、前年度に比較して169万6,000円減少しております。

さきにも申し上げましたとおり、収入未済全般においては現年度分で前年度に比較して207万7,000円ほどの減少となっており、改善傾向となっておりますが、逆に滞納繰越分の収入未済額は前年度に比較して246万円の増加となっております。町におかれましては、今後とも適切な債権管理と計画的に適宜対処して、解消に努めていただきたいと思います。

財政事情の厳しい折、自主財源となる町税等の収納業務の環境は厳しさを増していると思われませんが、今後においても負担の公正、公平性及び町行政に対する信頼性の観点からも、収入未済額の解消と新たな発生防止については、引き続き強化して取り組んでいただきたいと思います。

行財政運営について申し上げます。行財政運営については、全体的に事務事業の執行は計画どおり進展されており、おおむね適正に処理されておりますが、このたびの決算審査での指摘事項として、昨年引き続き不用額の割合が増加している状況にあると思われます。

流行している新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日より感染症法上の位置づけが5類感染症となりましたが、昨年度中は、このコロナの影響により各種会議、事業等が中止になったことも大きな要因であるとは思いますが、それ以外の不用額も多く見受けられたため、今後においては先の見通しを持って精度の高い予算要求を実施していただくよう要望いたします。

また、人事管理の面に関しましては、人員不足の部署が多く見受けられ、超過勤務時間の増加や体調を崩し病気休暇などを取得する職員が増加傾向にあります。また、本年度より地方公務員法の一部改正が施行され、定年年齢が段階的に引上げとなっておりますが、直近の状況では若い世代の退職者や年度途中での退職者も発生しており、今後においてもより一層の人員不足が予想されております。

地方分権の進展の中で業務量が増大してきておりますが、職員配置や健康管理には十分配慮するとともに、職員個々の業務が過剰にならないよう、職員配置の適正化や再任用職員などの多様な雇用体系を実施して、適正な職員配置と事務分担の適正化に向けた組織構成の見直しなどを行い、効率的な組織改革を図っていただきたいと思っております。

また、これまでの行財政改革の中で国の集中改革プラン等に基づいた定員適正化計画により職員数の削減を進めてきた経緯がありますが、職員採用人数を抑えた時期の年齢層において構成バランスの不均衡が生じており、令和5年度に入っても総括課長と担当課長を兼務する事例も見えております。これらの事態も要因の一つであると考えられますが、職員交互のチェック体制の低下による事務エラーが発生しており、再発防止策を講じるとともに事務事故の未然防止のためにも人員不足の解消につながる取組を要望いたします。

結びに、町民待望の施設であり、町民の活動の主要拠点となるかるまい文化交流センターが完成の運びとなりました。大規模事業が完了し、今後は供用開始や開館に向けた備品整備など、イベント開催に向けた取組等を行うこととなると思っておりますが、経常経費の節減、財源の重点的かつ効率的配分に努めながらかるまい文化交流センターを最大限に活用し、活力ある地域社会の維持向上を図るための諸施策を推進することをご要望し、結びといたします。

以上で、令和4年度軽米町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査における意見及び所感といたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第14号 令和4年度軽米町水道事業会計決算の認定について提案理由並びに決算の概要について説明を求めます。

水道事業所長、中村勇雄君。

〔水道事業所長 中村勇雄君登壇〕

○水道事業所長（中村勇雄君） 議案第14号 令和4年度軽米町水道事業会計決算の認

定についての提案理由についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度軽米町水道事業会計決算を別添のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算の認定について決算書の事業報告書によりご説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思っております。令和4年度の水道事業の運営は、「安全な水の安定供給と健全な経営」を目標に執行し、施設の維持管理と収入の確保に努めてまいりました。建設改良工事については、観音林東地区配水管布設替工事、高清水地区給水管切替工事、上晴山地区舗装本復旧工事と軽米浄水場汚泥濃縮槽汚泥掻き寄せ機更新工事、笹渡浄水場ろ過ポンプ井等更新工事を実施いたしました。

次に、財政の状況でございますが、収益的収支については、事業収益では3億3,711万8,802円となりました。事業費用では3億1,540万7,419円となりました。

以上の結果、損益収支において1,484万4,083円の当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金を合算した1億3,997万2,583円が未処分利益剰余金となりました。

資本的収支については、資本的収入では9,916万円となり、資本的支出は2億5,345万798円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,428万4,798円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額177万8,692円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額509万9,102円及び過年度分損益勘定留保資金1億4,740万7,004円で補填したところでございます。

次に、給水の状況でございます。給水戸数は2,468戸で給水量については、給水量57万1,746立方メートル、有収率67.5%となりました。有収率の低迷が続いていることから、新たな漏水調査の手法も追加し、定期的な漏水調査及び修理を行い、有収率の向上に努めてまいります。

なお、決算書類には決算報告書が1ページから2ページ、財務諸表が3ページから8ページ、決算の附属書類として事業報告書が9ページから15ページ、その他の書類が16ページから24ページに記載されております。

以上、令和4年度軽米町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりましたが、休憩します。

午後 零時00分 休憩

-----  
午後 零時00分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

ここまでで一旦お昼休憩といたします。

午後 零時 00分 休憩

---

午後 零時 58分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで代表監査委員から令和4年度軽米町水道事業会計決算の審査の意見をお願いします。

代表監査委員、西山隆介君。

〔代表監査委員 西山隆介君登壇〕

○代表監査委員（西山隆介君） それでは、令和4年度軽米町水道事業会計決算の審査を実施した所感と意見を申し上げます。

水道事業は、清浄にして豊富かつ低廉な水を供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としておりますが、令和4年度の水道事業の運営については、安全な水の安定供給と健全な経営を目標に執行され、水質事故もなく安全で良質な水の供給に努めてこられたと認められます。

当年度は、前年度と比較して給水戸数は僅かに増加しておりますが、給水区域内での利用者である給水人口は減少しております。有収率は67.5%で前年度の65.1%より2.4ポイント上昇となっております。これからも定期的な漏水調査及び設備改修等を行い、有収率の向上に努めていただきたいと思います。

水道料金の収納状況ですが、現年度分と繰越分を合わせた収入未済額は822万4,413円で前年度の894万1,007円に比較して71万6,594円減少しており、収納率については95.50%となっております。前年度に比較して0.24ポイント上昇しております。今後においても、収入未済額の解消と新規発生への抑制については、負担の公正、公平性及び水道事業に対する信頼性の観点からも適正に対処していただきたいと思います。

次に、経営状況について申し上げます。当年度の減債積立金と未処分利益剰余金を合わせた利益剰余金は3億3,097万2,583円となっております。当年度純利益は1,484万4,083円で、前年度の2,139万6,662円と比較して655万2,579円減少しております。

当該年度におきましては、観音林東地区の配水管布設替工事等や浄水場の機械設備更新工事などを実施し、水道施設の老朽化に伴う機能低下の解消がなされるとともに、安定供給の確保が計画的に進められてきているところでありますが、残る老朽化している水道施設についても、できる限り早期に維持更新されるよう努めていただきたいと思います。

今後における水道事業の運営における懸念といたしまして、岩手県では人口減

少による給水人口や給水収益の減少、老朽化する水道施設の維持更新費の増加などにより、このままでは将来において事業経営が成り立たなくなるとの試算をまとめた記事が新聞で報じられており、今後においても厳しさが増す経営環境が予想されております。

岩手県内では、岩手中部水道企業団が全国に先駆けて2014年度に広域化を実現化している事例もあることから、当町においても広域化の可能性を検討しながら、水道事業の安定した継続と効率化が図られるよう、今後努めていただきたいと思います。

今後においても、健全で持続可能な水道事業の運営を行うとともに、町民生活の維持向上に貢献されることを要望し、結びといたします。

以上をもちまして、令和4年度軽米町水道事業会計決算審査における意見及び所感といたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第15号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） 議案第15号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第15号は、令和5年度軽米町一般会計補正予算（第5号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,495万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ74億4,456万1,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳入予算では普通交付税の交付額決定及び前年度繰越金の確定による補正を計上しております。歳出予算におきましては、繰越金確定による町債減債基金等への積立金、人事異動等による人件費の科目調整等について計上させていただいております。

議案第15号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案15件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案15件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案15件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月6日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 1時05分）